

患者さん・ご家族の皆様へ

病状等の説明について

厚生労働省による働き方改革推進の
取組みとして、医師からの病状説明・
その他面談につきましては、原則として、
平日の診療時間内(8:30～17:00)に
実施させていただきます。

皆様のご理解、ご協力をお願いいたし
ます。

※緊急時および医師、患者さん、ご家族の都合によりやむを得ない
場合を除きます。

